



公印承認	公印押印



起案 平成 28 年 12 月 15 日

決裁 平成 28 年 12 月 26 日

施行 平成 28 年 12 月 26 日

別紙審査表のとおりであるので、  
本書のとおり 許可 する。

(案)

熱海市指令観ま 第 369 号

平成 28 年 12 月 26 日



様

熱海市長 齊藤 栄

風致地区内行為について(許可)

このことについて、熱海市風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為の所在	熱海市伊豆山字宝司ヶ嶽 [Redacted] の一部
2 風致地区の名称	第2号伊豆山地区 第 1 種
3 行為の面積	16249.4 m <sup>2</sup>
4 許可を受けようとする行為の種類	工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採
5 工期	許可日 ~ 着手から6ヵ月
6 許可条件	<p>(1) 工事着手に当り、着手届を提出すること。</p> <p>(2) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。</p> <p>(3) 設計変更をしようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長と協議すること。</p> <p>(4) 工期に変更が生じたときは、変更許可を取得すること。</p>

申請番号 2891-28

# 標識の掲出

行為の種類	工作物の新設 / 宅地の造成 / 木竹の伐採		
許可番号	熱海市指令観ま第 号		
許可年月日	平成 年 月 日		
施行期間			
行為主	住所	[Redacted] 様	
	氏名		
現場管理者	氏名		

40 センチメートル

25 センチメートル

着手に当っては見やすい場所に上記許可標識を掲出してください。

## 届出の留意事項

### 1 着手届

- (1) 添付書類・・・工程表
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

### 2 完了届

- (1) 添付書類・・・完成後の配置図、植栽図  
完了写真(植栽状況、道路、隣地後退距離を明確にしたもの)
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

### 3 中止届

- (1) 添付書類・・・案内図、現況図、現況回復計画書・計画図、現況又は現況回復写真  
既許可書、既許可申請図書
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

### 4 変更許可

- (1) 添付書類・・・施行方法書、位置図、新旧対照図(変更のある箇所のみ)
- (2) 提出部数、提出先・・・2部、熱海市まちづくり課

### 5 承継届

- (1) 添付書類・・・案内図、許可書の写し  
承継を証明する書類(土地登記簿謄本、売買契約書等)
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

## (案)

### 教 示

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

熱海市指令観ま第 369 号  
平成 28 年 12 月 26 日

様

熱海市長 齊 藤



風致地区内行為について(許可)

このことについて、熱海市風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為の所在	熱海市伊豆山宇宝司ヶ嶽の一部
2 風致地区の名称	第2号伊豆山地区 第1種
3 行為の面積	16249.4 m <sup>2</sup>
4 許可を受けようとする行為の種類	工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採
5 工期	許可日 ~ 着手から6ヵ月
6 許可条件	(1) 工事着手に当り、着手届を提出すること。 (2) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (3) 設計変更をしようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長と協議すること。 (4) 工期に変更が生じたときは、変更許可を取得すること。

申請番号 2891-28

標識の掲出

第2号伊豆山地区内許可行為標識		
行為の種類	工作物の新設   宅地の造成   木竹の伐採	
許可番号	熱海市指令規ま第 369 号	
許可年月日	平成28年12月26日	
施行期間		
行為主	住所	[Redacted] 様
	氏名	[Redacted]
現場管理者	氏名	[Redacted]

40 センチメートル

25 センチメートル

着手に当っては見やすい場所に上記許可標識を掲出してください。

届出の留意事項

1 着手届

- (1) 添付書類・・・工程表
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

2 完了届

- (1) 添付書類・・・完成後の配置図、植栽図  
完了写真(植栽状況、道路、隣地後退距離を明確にしたもの)
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

3 中止届

- (1) 添付書類・・・案内図、現況図、現況回復計画書・計画図、現況又は現況回復写真  
既許可書、既許可申請図書
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

4 変更許可

- (1) 添付書類・・・施行方法書、位置図、新旧対照図(変更のある箇所のみ)
- (2) 提出部数、提出先・・・2部、熱海市まちづくり課

5 承継届

- (1) 添付書類・・・案内図、許可書の写し  
承継を証明する書類(土地登記簿謄本、売買契約書等)
- (2) 提出部数、提出先・・・1部、熱海市まちづくり課

## 教 示

1. この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、熱海市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
2. この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 風致地区内行為許可申請書等審査表

## 1 行為の種類

工作物の新設 宅地の造成 木竹の伐採

## 2 敷地の面積

16249.4 m<sup>2</sup>

## 3 風致地区の種類別

第 1 種 第2号伊豆山地区

## 4 許可基準、指導基準との適合

区 分		第 1 種	第 2 種	本件	判定	備考
許 可 基 準	高 さ	8m以下	15m以下	5.83 m	OK	太陽光発電設備施設の設置
	建 ぺ い 率	20%以下	40%以下	%	-	
	道 路 後 退 距 離	3m以上	2m以上	m	-	
	隣 地 後 退 距 離	1.5m以上	1m以上	m	-	
	地 盤 面 の 高 低 差	6m以下	9m以下	m	-	
審 査 基 準	建 築 物 の 幅 0.1 h a 以 上	50m以内	80m以内	m		
	建 築 物 間 の 距 離 0.1 h a 以 上	高い方の建築物の高さ以上	高い方の建築物の高さの3/4以上			
	基 準 距 離	m	m	m		
		・最低地盤面からの高さ ・8m未満は8m以上				
準	緑 地 率	50%以上	30%以上	50.11 %	OK	
	緑 地 帯 の 幅	10m以上	以上	10 m	OK	
	土 地 の 形 質 変 更 率 0.5ha以上(宅地)	60%以下	80%以下	%		

# 風致地区内行為許可申請書等審査表

行為	図面等		行為	図面等		行為	図面等		備考
建築物等の新築等	案内図	有	宅地の造成等	案内図	有	木の竹の伐採	案内図	有	/
	配置図	有		現況図	有		現況図	有	/
	植栽計画図	—		計画平面図	有		現況写真	有	/
	公図写	有		公図写	有				
	平面図	有		縦横断面図	有				
	立面図	—		行為地面積算定図	有				
	断面図	有		現況写真	有				
	地盤算定図	—		土地所有者承諾書	有				
	敷地面積算定図	有		緑地面積算定図	有				
	現況写真	有							
	土地所有者承諾書	有							
緑地面積算定図	有								

## 6 是正措置、審査結果、審査経過等

		審査経過等
是正措置		
審査結果	支障なし。	

## 7 他法令

熱海市太陽光発電設備設置事業指導要綱